

第71回税理士試験

解答速報

国税徴収法

本解答は令和3年8月20日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕－50 点－

問 1

(25点)

〔1〕原則的な場合

徴収職員は、次のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。

- (1) 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき
- (2) 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき
- (3) 差押財産について、3 回公売に付しても入札等がなかった場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき

〔2〕納税の猶予の場合

税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押さえた財産があるときは、猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

〔3〕換価の猶予の場合

税務署長は、換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができる。

〔4〕保全差押え又は繰上保全差押えの場合

保全差押え又は繰上保全差押えを受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押えの必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押えを解除することができる。

〔5〕不服申立ての場合

再調査審理庁又は国税庁長官は、再調査の請求人等が担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えを解除することができる。

問 2 (1) イ

(25点)

自動車（不動産等）については、売却決定の取消しに伴う影響が動産等に比べて大きく、かつ、その買受人は動産等の売却決定の取り消しの規定によっても保護されないため、公売をする日と売却決定の日とを異なる日とし、その間に滞納者及び利害関係者に不服申立ての機会を与え売却決定の安定化を図っている。

問 2 (1) ロ

不動産等のうち不動産については、特に暴力団員等の買受け防止措置が講じられたことに伴い、不動産を換価に付するときは、暴力団員等に該当するか否かの調査に通常要する日数を考慮する必要が生じ、税務署長等が指定する日が売却決定の日とされている。

問 2 (2)

次の場合には、売却決定が取り消される。

- (1) 換価財産に係る国税の完納の事実が買受代金の納付の前に証明された場合
- (2) 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しない場合
- (3) 売却決定後に公売実施の適正化のための措置により最高価申込者の決定の取消しがされた場合

なお、次の場合に公売実施の適正化のための措置により最高価申込者の決定が取り消される。

- ① 公売への参加、買受代金の納付等を妨害し、不正に連合したと認められる事実などがある場合
- ② 公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合
 - (イ) 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であった者を含む。）
 - (ロ) 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があったものを含む。）
- (4) 売却決定を受けた者が、不服申立てがあった場合の処分の制限により滞納処分の続行の停止がされたため、その買受けを取り消した場合
- (5) 不服申立て・訴訟の結果による取消しの場合

〔第二問〕－50 点－

問 1 (1)

(25点)

税務署長が参加差押えをした場合において、その参加差押えに係る差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、その税務署長は、速やかに換価すべきことを滞納処分による差押えをした行政機関等に催告することができることとされているが、この換価の催告を行ったとしても換価がされない場合には、参加差押え国税を徴収することができず、さらには滞納者にとっても延滞税の負担の増加につながる。よって、参加差押えをした財産の換価促進のためにこの規定が定められている。

問 1 (2) イ

- (1) 換価執行決定の効力を生じさせるための手続

換価執行決定は、参加差押えをした X 税務署長による換価の執行に係る同意をした D 年金事務所長に告知することによってその効力を生ずる。

- (2) 関係者への通知

換価執行決定をした X 税務署長は、速やかに、その旨を滞納者甲及び参加差押不動産につき参加差押えをした E 市長に通知しなければならない。

問 1 (2) ロ

- (1) 換価に必要な書類の引渡しに関する手続

D 年金事務所長は、告知を受けた場合において、差し押さえた不動産につき当該換価執行決定前に二以上の参加差押書の交付を受けているときは、参加差押書及びその他の書類のうち滞納処分に関し必要なもの（滞納処分関係書類）を、X 税務署長に引き渡さなければならない。

問 1 (2) ハ

- (1) 実施する手続きはない

(2) ロの引渡しがあった場合には、その引き渡された参加差押書に係る参加差押えをした E 市長は、その参加差押えをした時に、X 税務署長に対し参加差押えをしたものとみなし、その引き渡された滞納処分関係書類は、X 税務署長に提出されたものとみなす。

よって、E 市長が実施する手続きはない。

問 2

(25点)

〔1〕 国税徴収法第26条準用

A の地方税、抵当権 B、物上保証に係る抵当権（A の地方税、抵当権 C、物上保証に係る抵当権）の関係は次の通りになる。

- (1) A の地方税と抵当権 B の関係

本問の場合には、抵当権 B（設定登記 平成30年10月31日）は、A の地方税の法定納期限等（平成30年9月30日）後に設定されているため、A の地方税に劣後する。

- (2) 抵当権 B と物上保証に係る抵当権の関係

抵当権 B の設定時に、B 銀行は物上保証に係る甲の消費税確定申告分の法定納期限等は知り得ないため、抵当権の設定登記日の先後によりその優劣を定める。

本問の場合には、抵当権 B の設定登記日（平成30年10月31日）が、物上保証に係る抵当権の設定登記日（令和2年3月1日）より早いため、抵当権 B が、物上保証に係る抵当権に優先する。

(3) 物上保証に係る抵当権とAの地方税の関係

本問の場合には、物上保証に係る抵当権は、Aの地方税との関係において、担保を徴した国税に該当するため、参加差押えをしたAの地方税に優先する。

よって、Aの地方税、抵当権B、物上保証に係る抵当権の三者間においてぐるぐる廻りの状態にあるため、次のように配当額を定める。

〔2〕優先順位の確定している債権の先取り

本問の場合には、X税務署長が支払った乙土地の鑑定料30万が直接の滞納処分費に該当し、30万円の配当を受ける。

なお、D年金事務所が支払った鑑定料30万円は、直接の滞納処分費には該当しない。

残額1,130万円(1,160万円－30万円)については、以下のとおり配当する。

〔3〕租税公課と私債権グループへ充てるべき金額の算定

平成30年9月30日	法定納期限等	Aの地方税	500万円
平成30年10月31日	設定登記	抵当権B	400万円
平成31年3月20日	設定仮登記	抵当権C	200万円
令和元年5月31日	法定納期限等	Aの保険料	100万円
令和2年3月1日	設定登記	物上保証に係る抵当権	340万円

租税公課グループ

(1) Aの地方税	500万円
(4) Aの保険料	30万円
総 額	<u>530万円</u>

私債権グループ

(2) 抵当権B	400万円
(3) 抵当権C	200万円
総 額	<u>600万円</u>

〔4〕個々の租税公課への配当

第1順位	令和2年3月1日	設定登記	物上保証に係る 甲の消費税確定申告分	340万円
第2順位	令和3年1月15日	参加差押え	Aの地方税	190万円
			合 計	<u>530万円</u>

Aの保険料は、公課に該当するため国税徴収法第8条により常に租税に劣後する。

〔5〕個々の担保権付私債権への配当

第1順位	平成30年10月31日	設定登記	抵当権Bの被担保債権	400万円
第2順位	平成31年3月20日	設定仮登記	抵当権Cの被担保債権	200万円
			合 計	<u>600万円</u>

□合格ラインの読み□

本年度の試験は、〔第一問〕50点、〔第二問〕50点の配点でした。

例年の本試験同様に解答ボリュームは多くありませんでしたが、特殊な論点が出題されており、全体を通してしっかり解答できた方は少なかつたのではないかと思います。

〔第一問〕

問1 差押えを解除することができる場合については、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。

よって、23点（25点満点）は得点してほしい問題でした。

問2 (1) 不動産等について売却決定の日が公売をする日と異なる理由については、正確な記述は必要ありませんが、何か関連する内容の記述があれば合格答案になりうるとされます。

よって、自動車については3点（5点満点）、不動産については3点（5点満点）は得点してほしい問題でした。

問2 (2) 売却決定が取り消される場合についても、正確な記述は必要ありませんが、3項目程度を列挙し公売実施適正化の措置の内容が記述できていれば合格答案になりうるとされます。

よって、9点（15点満点）は得点してほしい問題でした。

〔第二問〕

問1 換価執行決定に関する趣旨及び手続等を問う問題でした。

趣旨については正確な記述は必要ありませんが、何か関連する内容の記述があれば合格答案になりうるとされます。また、手続等に関してはX税務署長についてはしっかりと解答してほしい項目ですが、D年金事務所長やE市長について解答できた方は少ないとされます。

よって、(1)については3点（5点満点）、(2)イについては3点（10点満点）、(2)ロ、ハについては3点（10点満点）は得点してほしい問題でした。

問2 乙土地の公売に伴う配当計算が論点でした。

非常に難解な論点も含まれており、配当金額を正答することは難しかったとされます。

よって、17点（25点満点）は得点してほしい問題でした。

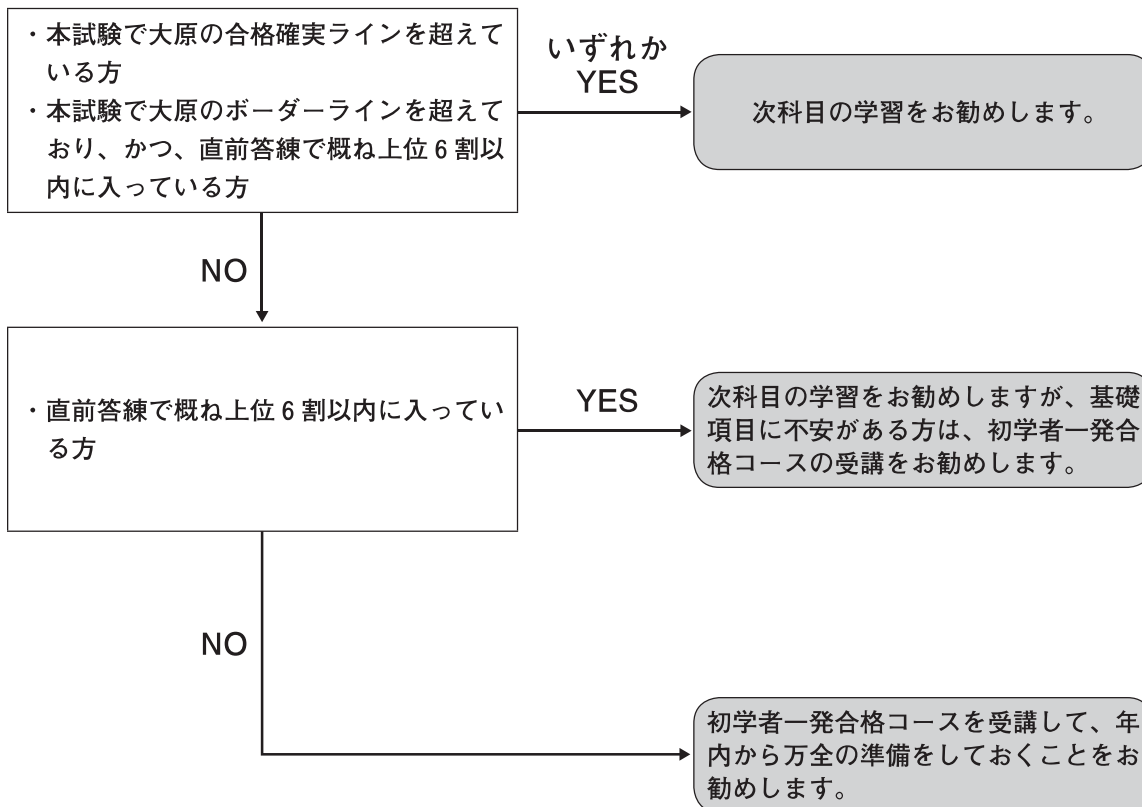
総合して、ボーダーラインは69点、合格確実ラインは79点前後になると予想されます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コ ー ス 紹 介

9 月開講【初学者一発合格コース】

講義回数：41回（週 1 回）

講義時間：2 時間30分、第33講より 3 時間

国税徴収法を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9 月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の 4 ヶ月で基礎項目及び重要論点の 1 回転学習を行い、1 月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9 月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組める、1 月から 2 回転目の学習をすることにより理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実に学習項目の定着を図りたい方は、9 月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。